

■入居を希望される方へ

募集と申込み方法

市営住宅

豊中市営住宅とは、住宅に困っている低額所得者の方々のために、建設した賃貸住宅です。
このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や豊中市営住宅条例などに基づき、入居者資格が定められており、いろいろな制限がありますので、募集の際に配布する申込案内書をよくお読みになったうえで、お申込みください。

■申込方法

申込案内書に添付の申込書を郵送で受付。

詳しくは、期間中に市営住宅募集・管理センター（市役所第二庁舎5階）、新千里出張所（新千里東町）、庄内公民館（庄内幸町）、とよなか男女共同参画センターすてっぷ（エトレ豊中5階）で配布される申込案内書をご確認ください。

9月の募集は終了しました。

■申込時の注意事項

○次の場合は申込みを無効とします。受付後、当選しても失格となりますのでご注意ください。

1. 申込書その他の提出書類に虚偽・不正の記載があったとき。
2. 申込区分などの必要事項が記載されていないとき、又は不十分なとき。
3. 入居申込資格がないとき。
4. 重複申込みをしたとき。

例 ・1枚の申込書に2つ以上の申込区分を記載したとき。 ・1世帯（婚約者との申込みの場合も1世帯とする。）で2通以上申込みをしたとき。 ・申込者または同居しようとする者の氏名が申込書2通以上にわたって記載されているとき。

5. 所定の申込用紙以外の用紙で申込みしたとき。

6. 友人等の寄合世帯や現在の家族を不自然に分割・合併して申込みをしたとき。

例 ・夫婦どちらか一方のみによる申込み。

・今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合。

・祖父母と扶養関係にない孫との申込み。

・兄弟姉妹(両親死亡などの場合を除く)での申込み。

・おじ、おい、いとこ等との申込みなど

7. 未成年で未婚の方を申込者としたとき。

8. 申込者または同居しようとする者が暴力団員であることが判明したとき。

9. 申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき。

・申込み後、申込者や同居者の変更があった場合及び、婚約者が変わったとき。ただし、出生や死亡の場合は再審査を行ないます。

・2人以上の世帯向住宅において申込者または同居者が単身となったとき。

10. 市の指定期日までに審査手続き、入居手続き、敷金・家賃の納付等ができなかったとき。

11. その他この案内書に記載してある募集要領に違反したとき。